

## 2025 年度予算についての日本共産党の要望

### 重点要望

- 1) 生理用ナプキンの配布を男女共同参画センター「フチャール」、子ども家庭支援センター「たっち」に限らず、府中市役所や文化センターなど公共施設での配布を早急に実施すること。公共施設や商業施設の個室トイレでの生理用ナプキンの無償提供用ディスペンサー「OiTr(オイテル)」などを活用し、非対面でも配布できるようにすること。
- 2) 基金の積み立ての考え方として、法人税の補正については早い段階で実施し、市民生活を応援する事業の実施に活用できるようにすること。
- 3) 物価高騰の影響をふまえ、物価に見合った生活水準が送れるように緊急の物価高騰支援を実施すること。国の臨時交付金や財政調整基金を大胆に活用し実施すること。
- 4) 学校給食費の無償化を国に求めること。市としては引き続き無償化を継続すること。
- 5) 政府は紙の健康保険証の廃止を12月としています。市民には不安が広がっています。「資格確認書」の送付や保険証に関する情報は引き続き市ホームページなどに掲載するとともに、現行の保険証の継続を国に求めること。マイナ保険証の取得者に対してもマイナ保険証の登録解除を希望する場合の周知と「資格確認書」の送付を検討すること。
- 6) 豪雨災害時の多摩川水害対策として、浸水想定区域の住民で車両避難や広域避難を自身で確保するのが困難な対象者の把握につとめること。また避難支援の方法を具体的に決め、対象の住民や自治会に周知すること。
- 7) PFAS 水質検査について、公共井戸、災害用協力井戸の検査を継続すること。市内の民間井戸については広域での調査の有意性を十分に周知と情報提供を行うこと。都や国に対して汚染源の特定と浄水場への汚染物質除去装置の設置を求め、地域住民や水道施設への除去装置設置のための財政的支援を求めること。
- 8) PFAS 汚染の現況調査、実態把握のための健康検査実施を検討すること。血中濃度測定への財政支援を都や国に求めること。
- 9) ちゅうバスのルート再編と乗務員不足について、現行のルートを維持するための財政支援を国や都に求めること。
- 10) 土地利用規制法による「特別注視区域」「注視区域」に関する情報提供を国に求め、住民への説明会を実施するよう強く要請すること。
- 11) 自衛隊府中基地の強靱化に関する情報提供を国に求めること。防衛省は「自治体からの要望に応じて説明を行う」としていることから、府中市として近隣住民をはじめとする市民への説明会の実施を強く求めること。
- 12) 霊連世教会(旧統一協会の関係団体)について、市として当該団体に対し、旧統一協会との関係性を明らか

にするよう求めること。また市民や学生に被害がないか調査し対策を行うこと。

#### 一般要望

##### 1. 税、歳入・総務関係

1) 容器包装プラスチックのごみ袋の無料化、有料袋の引き下げを含む負担軽減について、物価高騰対策として実施を検討すること。

2) 公共施設の駐車場有料化については実施しないこと。

3) 窓口業務の縮小は引き続き行わないこと。市役所、市政情報センターでの自動交付機による証明書交付サービスの終了に対し、自動交付のメリットをふまえ、交付方法をあらためて検討すること。

4) 会計年度任用職員の待遇改善として、正規職員と同様に「経験加算制度」の導入を行うこと。

5) 会計年度任用職員の最低時給について、東京都の最低賃金1163円から10円単位での切り上げではなく100円単位での切り上げを原則とすること。また最低時給を1300円以上に引き上げること。有資格者については最低時給1700円以上への引き上げを行うこと。

6) 日額・時間額制会計年度任用職員の病気休暇を有給取得できるようにすること。全ての会計年度任用職員の病気休暇を20日間有給取得できるようにすること。看護休暇、妊娠期や生理休暇など家族や体調に応じた有給休暇の取得を正規職員と同様にすること。

7) アジ研跡地、法務省矯正研究所の跡地の利活用については、学校の定員超過の問題などに影響し、地域に大きな負荷となる過大な開発行為が行われることがないような配慮を国に求めること。

8) 市有地および市保有施設跡地については、少なくとも公共の福祉増進に寄与する施設(子育て施設や地域防災施設など)への活用を行うこと。その活用の方針については跡地の近隣周辺と利用が想定される広域な市民に対し十分に周知すること。また市民の意見を十分に反映させた活用に留意すること。

9) 市民活動の拠点となる文化センター・公民館の有料化と施設使用料値上げ後の経過を含め調査・検証すること。施設使用料の値下げと登録団体の使用料を無料することについて各団体の運営・活動状況を調査し検討すること。

10) 公共施設の施設使用料として、室料のほかに各施設で貸出する備品の保守・保全が不十分なものが見受けられます。壊れたものや古いものについてはそのまま使用を継続すると事故の危険性も考えられます。ただちに点検を行い、新たに使いやすい備品に交換すること。また貸出の要望が多いものを調査・把握し、その要望に応えること。

11) 「公契約条例」の制定に向けて、公共工事の公正な発注と適正賃金の確保を着実に進められるようにすること。

12) 選挙の投票率向上のため、期日前投票所の増設と開設時間の拡充をさらに進めること。先の衆議院選挙におい

て、投票所の終了時間繰り上げが問題視されています。投票時間の繰り上げは絶対に行わないこと。

13)公共施設のトイレについて性別にかかわらず全個室トイレへのサンタリーボックスの設置を進めること。また和式トイレの洋式化やバリアフリー化についても施設利用の状況を把握し進めること。

14)旧統一協会(世界平和統一家庭連合)と府中市の関わりについて調査を行いその結果を公表すること。

15)就職氷河期世代に対する緊急雇用対策として、職員募集や採用を行うこと。啓発のために情報発信すること。

## 2. 新型コロナウイルス等感染症対策、物価高騰対策

1)インフルエンザ予防接種費の助成についての国や都に財政支援を求めること。受験をひかえている生徒や低所得世帯へ拡充を行うこと。

2)今後の感染症に備え、対策備品の確保を十分に行うこと。感染症対策備品については医療、介護、保育などの事業者、従事者に届けられる仕組みを構築すること。また事業者が備えるための費用助成を含めて拡充を検討すること。

3)物価高騰、とりわけ主食である米の価格高騰は低所得世帯には大変厳しいものになっている。市の備蓄や災害用備蓄のローリングストックで市民への支給が可能となっているものは積極的に提供すること。生活保護世帯についても必要に応じて食糧の支給を認めること。

4)生活困窮や困難を抱える市民への相談支援として、市庁舎での生活福祉に関する相談ができることはまだまだ知られていないと感じます。定期的に街頭での相談会を実施して、安心して相談できる環境があることを市民に周知するほか、支援に取り組む民間団体と連携して困りごとに寄り添う場をまちなかに設けること。

5)東京都多摩府中保健所との連携について、これまでの課題や検討状況を市民に公表すること。感染症まん延下での対応を分析し、適正な規模となるように保健所の増設を国や都に強く求めること。職員の増員状況など対策強化についても市民に知らせること。

6)中小事業者の賃上げ、待遇改善について、国や都に対しては大きな財政支援を行うよう強く求めること。市としての直接的な独自支援を検討し行うこと。

7)物価高騰・経済支援対策として、低所得者や生活困窮者を対象とした買物券等の配布を実施すること。

8)「ふちゅちゅ」事業の効果検証として、市内事業者と大手企業(スーパー、ファミリーレストラン、ドラッグストア、大型量販店など)の割合や、市内事業者の経済支援に寄与するものとなっているかの調査を求めた。むさし商工会との連携研究の経過について公表すること。

9)消費税の緊急減税を国に求めること。またインボイス制度の撤回を求めること。

### 3. 高齢者福祉、地域医療、介護について

- 1) 加齢性難聴対策、高齢者の補聴器の購入費助成と一体に、聞こえのチェック機会を広く設けるための検診のメニューに聴力検査を採用すること。また補聴器の購入費補助への対象や要件については引き続き拡充を検討すること。
- 2) 介護認定調査について、生活を支える介護サービスが受けられる適切な介護度認定となるように注視すること。
- 3) 医療・介護・保育、ケアワーク従事者の賃金や労働条件の抜本的改善を引き続き国に求め、市としても独自加算を行うこと。
- 4) 特別養護老人ホームの入所待ち解消に向けて特養ホームを大幅に増設すること。また低所得者や生活保護受給者が利用できるような有料老人施設等の誘致を積極的に行うこと。
- 5) 単身高齢者のための共同住宅や高齢者が安心して入居できる支援住宅の増設を行うこと。
- 6) 物価高騰対策としての補助上限は、ガソリン代の高騰に合わせ引き上げを行うこと。
- 7) 介護報酬の改悪により訪問介護崩壊の危機に陥っています。小規模・零細事業所からは悲鳴があがっています。在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れは地域で住み続けることに大変な影響を及ぼします。訪問介護事業所への財政的な支援として、家賃等支援を市独自で実施すること。また国や都に対して抜本的な改善を求めること。
- 8) 特定健診等の受診期間の延長と通年受診を可能に近づけることに努め、受診機会の拡充と分散化も検討すること。また夏期(7・8・9月)での受診に対し、熱中症の危険性から暑さを避けた期間に変更できるよう配慮すること。
- 9) 物価高騰の影響により国民健康保険税については値上げではなく据え置きとする対応が行われた。今後は値下げについての検討も行うこと。また多子世帯減額については市として上乘せ拡充を行うこと。
- 10) 国保税の減免制度について申請しやすいように簡素化すること。法定減免の拡大を国に申し入れること。
- 11) 国保税の均等割の廃止のための地方税法改正を国に求めること。
- 12) 東京都立病院機構「多摩総合医療センター」および「小児総合医療センター」では病床の休止が続いています。休止病床の再開を東京都に求めること。特に小児精神科医療の受け入れについては拡充を求めること。
- 13) 東京都立神経病院を含めた国の再編・統合計画、病床削減計画に対しては市として削減ではなく充実を求めること。
- 14) HPV ワクチンの男性接種への支援を行うこと。
- 15) 認知症対策における家族へのケアについて、サポート体制の強化を行うこと。また認知症サポーター「ささえ隊」との連携について、市民への周知とともにボランティア派遣等の事業について検討すること。

16)介護予防事業として、高齢者へのチェック式アンケートの実施を行うこと。アンケートの実施項目には難聴予防・早期発見に関する設問を含めること。

#### 4. 障害者(児)支援について

1)障害者(児)家族レスパイトについては、サービス提供のための看護師の確保策を検討するなどによりサービス提供事業者を増やし、希望する市民が受けられる様に拡充すること。また、母子、父子家庭については、重度障害でなくても対応すること。

2)心身障害者福祉センターの緊急一時保護事業について、医療的ケアが必要な障害者も利用できるよう、体制整備に引き続き取り組むこと。また、24 時間 365 日の申請受付を行うこと。

3)報酬単価の日割り計算を月額計算とするよう引き続き国に求めること。また事業者が安定した 運営ができるように補助金を増額すること。

4)日常生活用具、補装具等の給付品目については、当事者の意見を聞き必要な見直しを随時行い、給付限度額は物価上昇に見合う見直しを行うこと。また、災害対策としても有効な人工呼吸器のバッテリーや充電器、ポータブル電源を日常生活用具に加えるよう検討すること。

5)公共施設への補聴システム・磁気ループ設備の配備を進めること。既に配備されているプラッツ、芸術劇場、ルミエールでは、利用可能な部屋・施設を増やすこと。

6)移動支援におけるタクシー利用は特性としてその必要性を広範に認め、常時利用が可能となるよう拡大すること。通所施設から自宅までの移動支援を余暇活動も含めて認めること。

7)特別支援学校卒業後も安定した日常生活が送れるように医療的ケアの必要性の有無にかかわらず、通所できる場所を整備すること。また、医療的ケア対応の事業者への支援を拡充すること。

8)現状のグループホームなどでは対応できない重度重複障害者の入所施設の整備を行うこと。親亡き後も安心して生活できる場を市として整備すること。

9)インクルーシブ教育について、保護者や学校関係者への十分な周知の機会をつくること。障害の程度にかかわらず適切に教育が受けられるように、学校施設のバリアフリー化の実施、合理的配慮支援員を増員し配置すること。

10)公共施設の新規建設の計画では、身障者用多機能トイレを常設し、大人も使えるおむつ交換用ベッドの設置に努めること。また改修の際も同様に設置を推進すること。

11)小児から成人として地域医療に移行が必要となった場合、計画的かつ丁寧な移行相談支援が受けられるよう対応すること。地域の医療機関への障害者理解が進むよう療養センターと医師会等が連携できるよう市が旗振り役となること。

12) 障害認定されていない中等度難聴者に対して、補聴器購入費用補助を行うこと。

13) 障害者用のグループホームや入所施設を増やすこと。

;

14) 障害児の移動支援の充実ときょうだい児への支援を行うこと。

15) 医療的ケア児の受け入れについて、看護師等の適正な配置を行い、対応可能とする医療ケアの種類を拡充し、希望する児童が入所できるようにすること。

## 5. 児童福祉・子育て支援・教育・学校について

1) 大規模改修に至らない学校施設の老朽化対策は、都度状況を把握し早急に対応すること。老朽化している屋外トイレについては体育館のトイレの洋式化と併せて早急に対応すること。

2) 学童クラブの民間委託後の評価を分析し、達成状況を公表すること。引き続き、学童保育の質に格差が生じないように留意すること。

3) 学童クラブの新規増設を含めて大規模化の解消に努めるとともに、4年生以上の受け入れ拡充に向け引き続き努力すること。

4) 就学援助・修学旅行費については、旅行実施前の必要時期に前倒し支給をすること。

5) 就学援助対象となる所得の世帯であるにもかかわらず、就学援助制度を利用していない状況について調査・分析し、利用促進を図ること。

6) 子どもへの虐待や DV に対して各機関との連携強化を図ること。子どもからの通報制度を周知するとともに、未然防止対策としてのプログラムを定期的で開催すること。

7) 子育て世代包括支援センターの休日や時間外での緊急時対応を実施すること。

8) 保育料無償化の対象外となった副食費について、市として補助し完全無償化を図ること。

9) 保育士の賃金の引き上げを含む処遇改善を推進すること。最低賃金時給 1300 円以上に引き上げること。

10) 子どもの居場所支援や学習支援に関わる市民や学生ボランティアに支払える人件費・活動費を補助する「活動経費助成事業」の実施を検討すること。

11) 高等学校卒業後に市内で居住・就労する青年を対象とした「奨学金返済支援制度」を創設すること。給付型奨学金を増やし、大学生向けの給付型奨学金を創設すること。貸付型奨学金については償還据え置き期間を最低でも 1 年に延ばす措置を直ちに実施すること。

12)市内に通学・在学・在住する大学生に対する学業・生活等応援給付支援を他自治体の事例を参考に実施すること。

13)学生が受けられる経済支援についての総合案内を広く周知すること。リーフレットを作成し、大学や高校のほか教育関係機関に配置し積極的に配布すること。

14)発達障害についての保護者向けの講習事業を開催し市民に周知すること。

14)子どもが伸び伸びと遊べる冒険遊び場、プレイパークを常設で整備すること。

15)学校の教員や支援員の不足の解消に向けて抜本的な対策を行うよう東京都にはたらきかけること。また各学校が同等に対応できるよう教職員の増員を図ること。

16)教職員の女性検診(乳がん、子宮頸がん)の定期検診がなくなったことで9割だった受診率が半数にまで低下している実態が報告されている。教職員の女性検診を早期に復活させること。

17)子どもの居場所づくりの一貫として、児童館事業を充実させること。

18)不登校の児童・生徒がサポートルームを利用する際に十分な支援を受けられるよう施設面の整備と支援員の確保を行うこと。またサポートルームの利用の有無を問わず、登校した際は給食が食べられるように対応すること。

19)調理員派遣や配食サービスを生活困難層の家庭の児童に対する食事援助を行うこと。

20)インターネット接続環境のない家庭については、教育の機会均等性を確保するために、ルーター貸与などの配慮をするとともに、その内容について保護者に徹底すること。

21)ヤングケアラーの当事者からの相談をふまえ、ケアラーもケアを受ける側も適切な福祉的な支援につなげること。引き続き、相談しやすい環境整備に留意すること。

22)学校におけるICTタブレット端末の使用については機器の故障など使用上の問題がない限りは新規購入を行わず既存端末で使用を継続すること。ソフトウェアについては授業内容をふまえ更新の必要性に応じて検討すること。

## 6. 文化・スポーツ・社会教育について

1)平日の地区図書館の開館時間の延長について、曜日限定で実施するなど試行的に実施すること。

2)文化センターではオンライン学習に必要なプロジェクターの貸出がないため、学習会に必要な器材が借りられる別施設を利用する団体も少なくない。施設利用の稼働率向上のため貸出器材の充実をはかり、利用者が要望を把握し新規備品の購入を検討すること。

3)郷土の森野球場や多摩川河川敷(バーベキュー場)近くの公衆トイレなど老朽化が顕著なものは早急に対応するこ

と。市内外からの利用者が多数見込まれる文化・スポーツ施設のトイレについては利用状況と実態に応じて早急に対応すること。

4) 文化芸術分野における多様なアート表現活動を支援する体制を府中市として検討すること。またアーティストからの要望の聞き取りを行うこと。表現活動に必要な施設や場所の提供や助成など東京都や他の先行自治体での施策を調査検討すること。

5) プラッツの利用料が他施設に比べて高いので引き下げること。

6) 市民活動の発表のための場として、常設のギャラリースペースを設置すること。

7) 公民館活動の充実と活動の支援を行うこと。

8) 郷土の森運動場サッカー場西側に水道施設を設置すること。

9) 小柳町運動広場(北多摩 1 号水再生センター上部広場)をはじめ、運動広場で利用できるトイレの設置について、東京都に対し、市民の利用頻度から見ても設置の必要性を伝え、早急に対応するよう求めること。

10) 生涯学習センターをはじめ市内体育施設において高齢者を対象とした割引を実施すること。

## 7. ゴミ・環境問題について

1) 有機フッ素化合物(PFAS)による水汚染について、在日米軍は横田基地外に流出した可能性を初めて認めました。このことを受け、市としても国、都を通して米軍に強く抗議するとともに、基地内への立ち入り調査を求めること。また詳細な情報や説明について市民にも伝わるように公表するよう求めること。

2) ごみの有料化について検証する機会を設け、協力してきた市民に対するインセンティブを実施すること。ごみ袋の値下げについて検討すること。

3) 粗大ごみ収集の申し込みに関する相談について、文化センターなど市民に身近な場所で行えるよう対応すること。

4) まちなかコンポストや学校での生ごみ減量処理を行っているシェアリングコンポスト事業(渋谷区)を参考に、ごみ減量化推進を広く呼びかける事業を実施し周知すること。

5) 庁内で使用する電気の供給元については再生可能エネルギーへの転換の取り組みを推進し、再生可能エネルギー活用比率を増やすこと。また市民に対しても、再生可能エネルギーの推進として周知を図ること。

6) バイナリー発電や小水力発電のような下水処理施設や流域を活用した発電の研究や地熱を活用したエネルギーの活用について調査研究をおこなうこと。



7)太陽光エネルギーや再生可能エネルギーの活用の取り組みを促進するために、設置費補助を維持・拡充し、更なる普及啓発に努めること。

8)エコハウス事業における予算の拡充を行うこと。年度途中で予算枠に達し受けられない場合がないように、翌年度分の申し込み時の優先枠を設けて対応し、次年度予算でも増額申請すること。

9)毎年のように夏の猛暑化で熱中症リスクが高まっている。府中市においても低所得の世帯の夏季の猛暑対策として、(冷房)電気代補助を行うこと。また、エアコンの無い世帯へは、生活福祉資金の貸付案内だけでなく、他自治体で実施がされている空調機設置費用助成制度の新設や、現物支給で対応すること。

10)文化センターや郵便局などで実施されているクーリングシェルターでの利用者意識調査を行い、今後の事業に反映させること。また市内の商業施設に協力を得ながら取り組みを進めること。

11) 営農型太陽光発電について東京農工大学や市内農家などと協力し、府中市内での実施について検討すること。

12) 喫煙禁止路線以外でのタバコのポイ捨て対策の強化について検討すること。また喫煙禁止路線での点検パトロールの際の過料徴収や「けやき並木を守り育てる条例」等に関するガイドラインについては市民や議会に情報を公開すること。

13)外来動植物や生物の多様性について、樹木や緑地の保全と併せて、市民への理解を広げること。

14)樹木の伐採は全国的に問題になっています。地球環境への負荷軽減、気候危機対策としても樹木を守ることを市の政策として位置づけ、分野横断的に守ること。また市の緑に関する施策に「樹冠被覆率」を増やす観点を取り入れ推進すること。

## 8. まちづくりについて

1)スクールゾーン標識や路面表示の劣化箇所について、市民からの通報があった際には早急に補修すること。また道路包括管理事業としての点検強化をはかること。

2)市内鉄道駅周辺のバリアフリー化の状況を調査すること。同時に利用状況調査を行い横断歩道や歩道橋へのエレベータ設置が必要な場所には早急に設置すること。

3) 中河原駅臨時改札の常時改札を京王電鉄に引き続き求めること。

4)自転車の「ながらスマホ」や逆走防止など安全運転の周知と意識向上をはかり啓発すること。

5) 住吉町3丁目、ウエルパーク近くの交差点に信号機を設置すること。

6) 府中街道の北府中駅直近に信号機のある横断歩道を設置するよう府中警察署に求めること。

7) 自転車駐車場について、ちょこ・りんスポットの復活を願う市民は少なくありません。またフォーリスのけやき並木前の路上駐輪場は常に長蛇の列で利用者が絶えません。このことがどういう意味を持ち、市内経済効果につながっているか現状を調査すること。無料時間の制限を2時間から3時間に拡大すること。

8) けやき並木北交差点横断歩道の歩行者通行時間については、歩行者が安全に通行できる時間に拡大することを引き続き警察に要望すること。近隣学校への登校下校時の安全対策を継続すること。

9) けやき並木周辺の商業施設前(ル・シーニューやフォーリス周辺)の歩道での自転車の走行について押し歩きをうながす取り組みが進められていますが、歩道の大半をガードパイプなどで封鎖していることで逆に安全性に課題があると考えられます。安全対策として、シルバーによる見守りや音声による押し歩き推奨の実証実験を実施し、交通安全啓発に取り組むこと。

10) 府中第三郵便局(府中町3-5-24)に歩行者用の信号機(南北の方向)を設置について 引き続き検討すること。

11) 旧甲州街道、白糸台2丁目と3丁目の境の交差点、武蔵野台駅方向からは信号機が無く、自転車の飛び出しなど危険な状態がある。注意喚起など対策を図ること。

12) 市内の全駅ホームへ早期のホームドア設置を鉄道事業者に求めること。特に分倍河原駅については、周辺地域まちづくりの取り組みにおける駅舎の整備に併せてホームドア設置を実施する ように鉄道事業者に求めること。

13) 分倍河原ミナノ南西側の交差点の西行き車線の混雑解消のために、歩行者信号が赤になった後、西行き車線の信号の青点灯時間を増やし、右折車が滞留しないようにすること。

14) 人見街道の安全対策として無電柱化事業を検討すること。地権者の協力も得て電柱を道路外に移設することも含め、早急に検討実施すること。

15) ちゅうバスの運行開始時刻を早め、終了時刻を延長すること。

16) ちゅうバス・押立町朝日町循環の車返団地内郵便局バス停の位置を郵便局側の比較的広い場所に移動し、歩行者間空間と利用者待機場所を確保すること。

17) 高齢者、障害者の利用の多いちゅうバスのバス停付近にベンチと屋根の設置を、付近の関係地権者の協力を得ながら、可能なところから着手すること。特に要望の多い南町四谷循環の 中河原駅、南町交番東、押立朝日町循環の車返団地内郵便局(コープみらい側)については、ベンチの設置だけでも急ぐこと。

18) 永山駅から中河原駅、西府駅経由の多摩総合医療センター行きのバス京王バス [永 80]については、現在、平日朝の1本だけである。他の時間帯も実施し、市民ニーズに応える様に事業者を求めること。

- 19) 7小通りの北山町交差点から西府町 3 丁目交差点の区間については、児童の安全確保のために歩道の幅を広げガードレールを設置すること。
- 20) 押立 1 丁目 5-10 付近(指定方向外通行禁止・一方通行出口)6中通りへの左折通行のみを右折も通行可能とすること。
- 21) 遊歩道や街中にベンチを増やし、散歩中や買い物中に休憩できるまちづくりに引き続き取り組むこと。
- 22) 市内での大規模な樹木伐採について、市民から十分な理解を得ないまま強行されているケースが見受けられます。少なくとも予算規模が1000万円を超える伐採事業については議会への事前説明を行い、市民への説明機会をつくること。樹木医や専門家から十分な助言を得て樹木の健全性を見極めること。樹勢に影響が大きい過度な剪定や不適切な時期の剪定とならないように配慮すること。
- 23) 東八道路の延長(3・2・2の2)の建設にあたっては、エレベータ付歩道橋の設置やスクランブル交差点などを含めた住民の安全確保について、引き続き東京都に求めること。
- 24) 白糸台小学校近くにゾーン 30 指定され路面表示されたところがあるが、甲州街道から進入して直ぐの位置に表示されている。甲州街道からの車が左折後直ぐ、ゾーン 30 の表示が車体の下に隠れる位置となるため、その存在に気が付かない。渋滞時の抜け道にもなっており、車の速度を低減させるために早急にゾーン 30 の表示位置を現状から少し離れた適切な場所に変更するよう改めて要望します。
- 25) 公園トイレの洋式化を利用実態に応じて早急を実施すること。またトイレ改修工事の年間件数を大幅に増やすこと。
- 26) 自転車専用通行帯への違法駐車への取り締まり強化を府中警察署へ要請すること。
- 27) 私道の破損補修や舗装化の補助については実態に合わせて条件を緩和させること。
- 28) 甲州街道、西武多摩川線立体交差の歩道部分については雑草の繁茂が激しい時期があり、管理者の伐採時期までに時間を要することが多々あるため、歩行者や自転車の通行の大きな妨げになっている。法面から伸びている雑草の根部分からの除草が可能なのか、道路管理者に確認し対応を求めること。
- 29) 医療少年院跡地および公務員住宅跡地について、防災機能を有する公園として活用できるよう検討すること。
- 30) 公園施設や路上における受動喫煙防止対策として、喫煙者へのマナーアップと周囲への配慮を呼びかけること。一方で喫煙スポットになっているからといって、むやみなベンチの撤去など市民福祉の増進に反することは行わないこと。そのような場所へのパトロールを強化させること。

## 9. 防災について

- 1) 防災行政無線のデジタル化に応じた機能を拡充すること。防災行政無線が聞こえない場合の対策として戸別受

信機の活用を行うこと。災害弱者(一人暮らしの高齢者など)を中心に配布を急ぐこと。

2) 土砂災害避難指示情報の発信を防災行政無線でも行うこと。また、土砂災害を想定した 避難訓練などを実施すること。

3) 消火栓用スタンドパイプの設置場所について、木造住宅の密集地や道路の狭い地域に設置することが有効とされており、自治会や自主防災組織と協議し、(地域で管理する)公会堂の他 にも設置できる場所を確保すること。

4) 木造住宅耐震化の未済住宅への相談活動を継続し、助成額の増額など効果的な施策を実施し耐震化を促進すること。

5) 減災措置として有効な感震ブレーカーの設置費助成を試行的にでも実施すること。

6) 災害時要援護者制度では援護する側に登録された市民の高齢化もあり、情報の更新と活用方法の再整理を図ること。さらに、要援護者への登録申請が出来ていない災害弱者への対策を至急検討すること。

7) 市内の倒壊の危険性の高いブロック塀について調査し、撤去などの対策について訪問相談などをプッシュ型で実施すること。また、現在3分の2となっている助成率の上限を撤廃と助成額の増額を実施すること。

8)地震災害だけでなく豪雨災害の懸念が大きくなっています。高齢化や障害のある方に対して災害時の防災情報が正確に伝達するよう保障を確立させること。

9) 市境近くの市指定避難所が遠い地域住民で、他市の避難所が近い住民避難のために近隣市との避難所相互利用の検討を行うこと。

10)多様なペットとの避難について、避難所内での場所の拡充と市民理解を深める取り組みを行うこと。

11) 多摩川水害を想定した個別の避難計画の作成と、単独で避難行動が困難な市民の避難計画を具体化し、自治会など支援関係団体に周知すること。

12)職員の災害対応の心得として、一般社団法人消防防災科学センターのように近隣にある施設を活用した研修の実施を検討すること。

13)公共施設の浸水対策として、電源装置は上層階設置を基準とし、浸水が想定される階の配電をその他の階のものと切り離せるようになっているか点検すること。対応できていない施設については大至急対策を講じること。

## 10. 憲法擁護と平和、人権について

1) 自衛隊を活用した職員研修は実施しないこと。また市民の情報を自衛隊の求めに応じて提供しないこと。

2)「難民を支える自治体ネットワーク」に参加し、難民問題について普及啓発の取り組みを積極的に実施すること。

- 3)「リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」やジェンダー平等推進につとめること。また学校教育においても推進し、講座や学習の機会を増やすこと。
- 4) 憲法に違反する「敵基地攻撃能力」の保有をあらため、平和的外交の対話を進めるよう国に求めること。軍事費増ではなく社会保障費増を国に求めること。安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を国に求めること。
- 5) 核兵器禁止条約の発効に伴い、署名・批准を国に求めること。
- 6) 府中市として、セクハラ、マタハラ、パワハラ、SOGI(ソジ)ハラなど、あらゆるハラスメントを許さない取り組みを進め、条例制定含め検討すること。引き続き、市職員は全庁的に認識を共有し、市幹部が率先してその防止と意識啓発を行うこと。
- 7) 平和都市宣言の碑と像の設置について、陳情採択や議会の議決結果をふまえ市役所敷地内への再設置すること。碑や像の説明については他言語にて表記すること。
- 8) 性暴力である痴漢の撲滅に対し、警察や公共交通機関と連携を強めること。被害者への二次被害を起こさせないよう徹底し、加害者を適切な医療や支援につなげること。
- 9) 国連子ども基本条約、東京都子ども基本条例をふまえた取組について市民に周知しそれを推進し、府中市としての「子ども基本条例」制定を進める検討を行うこと。
- 10) 横田基地へのCV-22オスプレイの配備を撤回するよう国に求めること。
- 11) ヘイトスピーチやヘイトクライムを許さない取り組みを実施し啓発を行うこと。
- 12) 中学生を対象とした平和啓発事業として、広島・長崎・沖縄を訪問する平和学習の機会を検討すること。